

令和4年度
千葉地方最低賃金審議会
第2回特別小委員会
議事録

令和4年8月22日
9：20～9：50
千葉労働局1階会議室

令和4年度
千葉地方最低賃金審議会
第2回特別小委員会

1 日時 令和4年8月22日(月) 9:20 ~ 9:50

2 場所 千葉労働局1階会議室

3 出席者(委員)

公益委員

大澤委員、鈴木委員、大竹委員

労働者側委員

中島委員、野田委員、岡田委員

使用者側委員

高橋委員、池田委員

4 議題

(1) 特定最低賃金の改正の必要性について

(2) その他

5 配付資料

なし

6 議事内容

委員長

ただ今から、第2回特別小委員会を開催いたします。

事務局から本日の特別小委員会の成立について報告をお願いします。

賃金室長補佐

本日は、使用者側の黒岩委員が所要により欠席されるとの御連絡を受けております。従いまして、公益委員3名、労働者側委員3名、使用者側委員2名の御出席をいただいておりますので、本特別小委員会は有効に成立しております。

委員長

本日の主要議題である、令和4年度の特定最低賃金改正の必要性についてですが、8月3日の第1回特別小委員会において、7業種の改正の必要性について労使双方それぞれで協議を行っていただいたところです。

本日、再度協議の時間が必要ですか。

一同「必要ありません」の声

委員長

必要ないとのことですので、先ず、使用者側から御意見を頂戴したいと思います。

使用者側委員

先ず、先日の第1回特別小委員会の場で、鉄鋼をはじめとする3業種から意見陳述をいただきありがとうございました。また、申出のあった7業種についても適正であったことを承知いたしました。そのうえで、既に千葉県最低賃金に飲み込まれている業種については、特段の理由がない限り、県最低賃金以上の引上げを行う必要はないものと考えております。従って、調味料製造業、一般機械器具製造業、精密機械器具製造業、各種商品小売業及び自動車（新車）小売業の5業種については、今年度の改正の必要はないのではないかと考えております。

次に、昨年、改正の必要性有りとした鉄鋼業と電気機械器具製造業ですが、鉄鋼業については、今年度31円の県最低賃金の改正がなされたとしてもなお特定最低賃金が上回っているため、改正の必要性有りとするについては反対はいたしません。また、電気機械器具製造業については、今年度31円の県最低賃金の引上げが行われると、現在の特定最低賃金は県最低賃金に飲み込まれるかたちにはなりますが、昨年27円の引上げを行っていることから、今年度この場で、既に飲み込まれている5業種と同じ括りとするには無理があるのではないかと考えておりますので、今回については、改正の必要性有りとするには特段の反対はしないということにしたいと思います。

委員長

ありがとうございました。

ただ今の使用者側の意見について、労働者側から何か意見はございますか。

労働者側委員

先ず、前回の特別小委員会において3業種の意見陳述をさせていただいた

ことに対し、感謝申し上げます。

前回の審議で行った意見陳述の内容を含めて、本日まで精査していただいた結果であると受け止めております。その他の業種についても、最低賃金法に基づいてしっかり当該業種から申出がなされていますので、規則に対して問題なく受理させたということもありますので、有効な資料であると我々は認識しております。特定最低賃金の基本は、当該労使でしっかりと議論する場として審議に入れるよう、必要性有りとしていただきたいという思いが私としてはあります。加えて、2業種については御理解いただいたということと、感謝申し上げたいということと、残りの業種については、当該産別の中でしっかり議論したうえで申出をしており、毎年行わる春季生活闘争の中で企業内最低賃金についても引上げをそれぞれ行っている状況であり、その内容を含め申請に反映していることについては御理解いただきたいということと、特定最低賃金については当該労使の企業内の最低賃金の高さを示すものであると受け止めていますので、そういったことについても御理解いただければと思います。次年度以降、納得出来るデータを揃えて準備をしたうえで、改めて、改正に向けて申請をしていきたいと思っておりますので、引き続き取り組みを進めて参りたいと考えています。

2業種についてはこれから審議が行われますが、当該業種の労使でしっかりと審議をしていただければ良いなと思っております。

委員長

ただ今の労働者側の意見に対して、使用者側から何かございますか。

使用者側一同「特になし」の声

委員長

他に何か意見等ございますか。

一同「特になし」の声

委員長

意見がありませんので、これをもって7件の特定最低賃金の改正の必要性の有無についての審議は終了といたします。

ただ今、7件の特定最低賃金の改正の必要性の有無について御審議いただきましたが、7件のうち一部については全会一致でまとまりませんでした。については、本特別小委員会の結論として、鉄鋼業、電気機械器具製造業関係

の2業種の特定最低賃金については、全会一致で改正決定の必要性を認めることといたします。また、調味料製造業、一般機械器具製造業関係、精密機械器具製造業関係、各種商品小売業及び自動車（新車）小売業の5業種の特定最低賃金については、全会一致に至らないので、改正決定について必要性有りとする事はできないということによろしいでしょうか。

一同「異議なし」の声

委員長

それでは、7業種に関する改正の必要性について、本日の特別小委員会の審議結果は、特別小委員会運営規程第11条に基づき、明日、8月23日（火）に開催予定の第430回本審議会に報告することといたします。

報告書案を用意しますので、しばらくお待ちください。

委員長

ただ今、事務局から報告書案が配付されました。

確認のため、事務局から朗読をお願いします。

賃金指導官

< 報告書案を朗読 >

賃金室長

ただ今、報告書案を読み上げましたが、文書冒頭に「令和4年8月2日及び同月22日」とされていますが、特別小委員会を開催したのは8月3日になりますので、8月2日ではなく8月3日と訂正させていただきます。よろしくお願いたします。申し訳ございません。

委員長

ただ今、事務局から訂正が入りましたが、報告書案のとおり本審議会に報告してよろしいでしょうか。

一同「異議なし」の声

委員長

御了承いただきましたので、明日、8月23日（火）の本審議会に報告いた

します。

続きまして、特定最低賃金の改正審議の手続きについて確認いただきたい
と思います。8月2日に改正決定の必要性の有無について諮問を受けていま
すので、本日の審議結果が8月23日の第430回本審議会に報告されると、本
審議会においても審議されたうえで改正の必要性の有無について答申が行わ
れる予定です。答申が行われると、必要性有りとなされた業種について、改正
決定についての諮問が行われることとなります。その後は、必要性有りの業
種について、専門部会を設置し、金額審議が行われることとなりますので、
御承知おき願います。

議題(2)のその他として、特定最低賃金に関し、他に何かございますか。

一同「特になし」の声

委員長

事務局からは何かありますか。

賃金室長

明日の審議を経て特定最低賃金の審議日程が決まっていくことにはなりま
すが、今回、電気と鉄鋼の2業種ということで、事務局としては、電気の第1
回が9月26日(月)、第2回が10月5日(水)、鉄鋼業の第1回が10月7日
(金)、第2回が10月17日(月)との案をお示しする予定でございます。時
間については、いずれも午後2時からと考えております。なお、正式に日程
が決まるのは、公示等の手続きの後、委員が選任されてからとなります。

委員長

それでは閉会とさせていただきます。

ありがとうございました。